

火薬類取扱保安責任者テキスト「火薬類取締に関する法令」編の構成（目次）新旧対比（1/5）

2017/2018 版テキスト（「旧」と表記）	2019/2020 版テキスト案（「新」と表記）	変更理由
<p>I 火薬類取締に関する法令</p> <p>法律の目的</p> <p>第1章 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準</p> <p>1.1 火薬庫</p> <p>1.2 火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等</p> <p>1.3 火薬庫の構造等の技術上の基準</p> <p>1.4 完成検査</p> <p>1.5 保安検査</p> <p>1.6 保安距離</p> <p>1.7 保安物件の定義</p> <p>1.8 火薬庫の構造</p> <p>1.8.1 地上式1級火薬庫、地上式2級火薬庫及び地上式3級火薬庫の構造基準</p> <p>1.8.2 地上覆土式1級火薬庫、地中式1級火薬庫、地下式1級火薬庫及び地中式2級火薬庫の構造基準</p> <p>1.8.3 地中式3級火薬庫、水蓄火薬庫（ピット式）及び横穴式水蓄火薬庫の構造基準</p> <p>1.8.4 実包火薬庫、煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の構造基準</p> <p>1.9 避雷装置</p> <p>1.10 土堤</p> <p>1.11 簡易土堤</p> <p>1.12 防爆壁</p>	<p>第1章 総論</p> <p>1.1 火薬類取締の法令</p> <p>1.2 法律の目的</p> <p>1.3 用語の定義</p> <p>1.4 火薬および火工品の換算</p> <p>第2章 販売</p> <p>2.1 販売営業の許可</p> <p>2.2 火薬庫の所有または占有</p> <p>第3章 火薬庫</p> <p>3.1 火薬庫の種類</p> <p>3.2 火薬庫の変更申請等</p> <p>3.3 火薬庫の構造等、位置および設備の技術上の基準</p> <p>3.3.1 保安距離</p> <p>3.3.2 火薬庫の位置、構造および設備</p> <p>3.3.3 避雷装置</p> <p>3.3.4 土堤</p> <p>3.3.5 簡易土堤</p> <p>3.3.6 防爆壁</p> <p>3.4 完成検査</p> <p>3.5 保安検査</p> <p>3.6 定期自主検査</p> <p>3.7 危険時の措置</p>	<p>「火薬類取締法令」の体系（法律、政令、省令・府令、告示等）と法律の目的、「保安物件」の定義、薬量換算など、基本的事項を1章の中で記述する。</p> <p>火薬類の「製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱」のうち「製造」は省くが、「販売」については新たに章を設ける。ただし「販売」は講習対象ではないので「参考」扱いとする。</p> <p>「販売」の後は本来であれば「貯蔵」「消費」の章としたいが、「火薬庫」はこれらに共通する事項であるので、旧と同じく「火薬庫」の章とする。「火薬庫の種類」を3.1項とし、「火薬庫の設置、移転、構造の変更、設備の変更」手続きを説明する。「軽微な変更の工事等」はその中に含める。「盗難防止設備」は詳細に過ぎるので簡略に記述する。JIS改正がなされ、いずれ法令に反映されると思われるので、それにも触れる。旧1.8.1項～1.8.4項は新3.3.2項の中でまとめて記述する。</p> <p>「完成検査」「保安検査」「定期自主検査」は、本来であれば別の章立てとしたほうがよいかもしれないが、「火薬庫」にのみ関係するので、この章で説明する。旧8章の「定期自主検査」は「保安検査」との関係も深いので、この章に移す。「危険時の措置」は「火薬庫」に限られた規定であるので、旧第4章から移し、統合する。</p>

火薬類取扱保安責任者テキスト「火薬類取締に関する法令」編の構成（目次）新旧対比（2/5）

2017/2018 版テキスト（「旧」と表記）	2019/2020 版テキスト案（「新」と表記）	変更理由
<p>第2章 貯蔵上の取扱いの技術上の基準</p> <p>2.1 貯蔵</p> <p>2.2 火薬庫外に貯蔵できる火薬類</p> <p>2.3 火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準</p> <p>2.4 火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準</p> <p>2.5 貯蔵の区分</p> <p>2.6 最大貯蔵量</p> <p>2.7 貯蔵上の取扱い</p> <p>第3章 危険時の措置</p> <p>3.1 危険時の措置及び届出</p> <p>3.2 危険時の措置</p> <p>第4章 消費の技術上の基準</p> <p>4.1 消費</p> <p>4.2 消費の技術上の基準</p> <p>4.2.1 火薬類の取扱い</p> <p>4.2.2 火薬類取扱所</p> <p>4.2.3 火工所</p> <p>4.2.4 発破</p> <p>4.2.5 導火線発破</p> <p>4.2.6 導火管発破</p> <p>4.2.7 電気発破</p> <p>4.2.8 構造物解体用発破</p> <p>4.2.9 不発</p> <p>4.2.10 発破終了後の措置</p> <p>4.2.11 建設用びょう打ち銃用空包の消費</p> <p>4.2.12 模型ロケットに用いられる火薬類の消費</p> <p>4.2.13 煙火の消費</p>	<p>第4章 貯蔵</p> <p>4.1 火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準</p> <p>4.1.1 貯蔵の区分</p> <p>4.1.2 最大貯蔵量</p> <p>4.1.3 貯蔵上の取扱い</p> <p>4.2 火薬庫外貯蔵</p> <p>4.2.1 火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類</p> <p>4.2.2 火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準</p> <p>第5章 運搬</p> <p>5.1 運搬証明書</p> <p>5.2 火薬類の運搬に関する内閣府令</p> <p>第6章 消費</p> <p>6.1 消費の技術上の基準</p> <p>6.1.1 火薬類の取扱い</p> <p>6.1.2 火薬類取扱所</p> <p>6.1.3 火工所</p> <p>6.1.4 発破</p> <p>6.1.5 導火線発破</p> <p>6.1.6 導火管発破</p> <p>6.1.7 電気発破</p> <p>6.1.8 構造物解体用発破</p> <p>6.1.9 不発</p> <p>6.1.10 発破終了後の措置</p> <p>6.1.11 建設用びょう打ち銃用空包の消費</p> <p>6.1.12 模型ロケットに用いられる火薬類の消費</p> <p>6.1.13 煙火の消費</p> <p>6.2 無許可消費数量</p>	<p>「火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準」を理解したのちに「火薬庫外貯蔵」を説明したほうが順序的に良いと思われるので順番を変更する。</p> <p>「貯蔵の区分」「最大貯蔵量」「貯蔵上の取扱い」は「火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準」の項目であるので、下位に位置づける。</p> <p>旧第3章「危険時の措置」は新第3章に移し統合する。</p> <p>旧第9章「その他」の中の「運搬」に係わる事項を括り出して新たな章とする。</p> <p>「無許可消費数量」を旧9.13項（その他）から「消費」の章に移す。</p>

火薬類取扱保安責任者テキスト「火薬類取締に関する法令」編の構成（目次）新旧対比（3/5）

2017/2018 版テキスト（「旧」と表記）	2019/2020 版テキスト案（「新」と表記）	変更理由
<p>第5章 帳簿の記載及び報告の内容</p> <p>5.1 帳簿</p> <p>5.1.1 販売業者</p> <p>5.1.2 火薬庫の所有者又は占有者</p> <p>5.1.3 消費者</p> <p>5.1.4 火薬類取扱所</p> <p>5.1.5 火工所</p> <p>5.1.6 発破場所</p> <p>5.2 報告の徴収</p> <p>5.2.1 報告等</p>	<p>第7章 帳簿および報告の徴収</p> <p>7.1 帳簿</p> <p>7.1.1 販売業者</p> <p>7.1.2 火薬庫の所有者又は占有者</p> <p>7.1.3 消費者</p> <p>7.1.4 火薬類取扱所</p> <p>7.1.5 火工所</p> <p>7.1.6 発破場所</p> <p>7.2 報告の徴収</p> <p>7.2.1 報告等</p>	
<p>第6章 安定度試験、不良火薬類の措置、廃棄及び喫煙等の制限</p> <p>6.1 安定度試験</p> <p>6.1.1 安定度試験を実施すべき火薬類の期間</p> <p>6.1.2 安定度試験の実施</p> <p>6.1.3 遊離酸試験</p> <p>6.1.4 耐熱試験</p> <p>6.1.5 加熱試験</p> <p>6.1.6 安定度試験の合格基準</p> <p>6.1.7 試験器等の指定</p> <p>6.1.8 報告</p> <p>6.2 不良火薬類の措置</p> <p>6.3 廃棄</p> <p>6.3.1 （廃棄の技術上の基準）</p> <p>6.3.2 廃棄の許可申請</p> <p>6.3.3 廃棄の方法に関する技術上の基準</p> <p>6.3.4 （廃棄の方法に関する技術上の基準）</p> <p>6.4 喫煙等の制限</p> <p>6.5 火薬類の取扱い</p>	<p>第8章 安定度試験、不良火薬類の措置および廃棄</p> <p>8.1 安定度試験</p> <p>8.1.1 安定度試験を実施すべき火薬類の期間</p> <p>8.1.2 安定度試験の方法</p> <p>8.1.3 安定度試験の合格基準</p> <p>8.1.4 報告</p> <p>8.2 不良火薬類の措置</p> <p>8.3 廃棄</p> <p>8.3.1 廃棄の許可申請</p> <p>8.3.2 廃棄の方法に関する技術上の基準</p>	<p>「喫煙等の制限」は「その他」の章に移す。</p> <p>旧 6.1.2 項は「安定度試験の方法」を規定したものであり、「遊離酸試験」「耐熱試験」「加熱試験」はその具体的方法である。「安定度試験の方法」の中で記述する。</p> <p>「試験器等の指定」はテキストに記述するまでもない。</p> <p>旧 6.3.1 項や旧 6.3.4 項は独立の項を設ける必要はなく、関連する項にまとめる。</p> <p>「火薬類の取扱い」は 4.1.3 項で述べているので、割愛する。</p>

火薬類取扱保安責任者テキスト「火薬類取締に関する法令」編の構成（目次）新旧対比（4/5）

2017/2018 版テキスト（「旧」と表記）	2019/2020 版テキスト案（「新」と表記）	変更理由
<p>第7章 保安教育</p> <p>7.1 保安教育</p> <p>7.1.1 保安教育計画</p> <p>7.1.2 保安教育計画の基準（製造業者）</p> <p>7.1.3 保安教育計画の基準（販売業者）</p> <p>7.1.4 保安教育計画の基準（消費者）</p> <p>第8章 定期自主検査</p> <p>8.1 定期自主検査</p> <p>8.1.1 定期自主検査</p> <p>8.1.2 定期自主検査の計画の届出</p> <p>8.1.3 検査報告</p> <p>第9章 その他火薬類取締に関する法令</p> <p>9.1 欠格事由</p> <p>9.2 譲渡又は譲受の許可</p> <p>9.3 譲渡許可証等の返納（施行令）</p> <p>9.4 行商及び屋外販売の禁止</p> <p>9.5 運 搬</p> <p>9.6 運搬証明書の返納（施行令）</p> <p>9.7 火薬類の運搬に関する内閣府令 火薬類を運搬する場合の包装等の基準</p> <p>9.8 所持者の範囲</p> <p>9.9 取扱者の制限</p> <p>9.9.1 心身の障害による火薬類の取扱いの制限を受ける者（施行令）</p> <p>9.9.2 心身の障害による火薬類の取扱者の制限に係る判定方法</p>	<p>第9章 保安教育</p> <p>9.1 保安教育</p> <p>9.1.1 保安教育計画</p> <p>9.1.2 保安教育計画の内容（販売業者）</p> <p>9.1.3 保安教育計画の内容（消費者）</p> <p>第10章 取扱保安責任者</p> <p>10.1 取扱保安責任者等の選任</p> <p>10.2 取扱保安責任者等の職務</p> <p>10.2.1 貯蔵に関する職務</p> <p>10.2.2 消費に関する職務</p> <p>第11章 その他</p> <p>11.1 譲渡または譲受の許可</p> <p>11.2 行商及び屋外販売の禁止</p> <p>11.3 所持者の範囲</p> <p>11.4 残火薬類の措置</p> <p>11.5 取扱者の制限</p> <p>11.5.1 心身の障害による火薬類の取扱いの制限を受ける者</p> <p>11.5.2 心身の障害による火薬類の取扱者の制限に係る判定方法</p> <p>11.6 喫煙等の制限</p>	<p>「製造業者」に対する保安教育内容は、「販売業者」および「消費者」に対する教育内容において引用する条項があったために記述されていたものと思われるが、「製造業者」は本書の対象外であるので削除する。引用する箇所は、それがわかるように記述する。</p> <p>「その他」の章にある「保安責任者」関連は重要性が高いので、独立した章の中で説明する。</p> <p>「欠格事由」は本書の対象として適切でないので削除する。</p> <p>「譲渡許可証等の返納（施行令）」は「書き換え」や「再交付」などの例と併記することとし、項番をなくした。</p> <p>「残火薬類の措置」を追加する。</p> <p>「無許可消費数量」は「消費」の章に移す。</p> <p>「最近の法令改正の要点」のうち本文に盛り込まれたものは削除する。</p>

火薬類取扱保安責任者テキスト「火薬類取締に関する法令」編の構成（目次）新旧対比（5/5）

2017/2018 版テキスト（「旧」と表記）	2019/2020 版テキスト案（「新」と表記）	変更理由
9.10 保安責任者及び副保安責任者 9.11 保安責任者の職務等 9.11.1 取扱保安責任者の職務（貯蔵） 9.11.2 取扱保安責任者の職務（消費） 9.11.3 取扱副保安責任者の補佐 9.11.4 保安責任者の代理人 9.11.5 代理人の選任資格 9.12 事故届等 9.13 無許可消費数量 9.14 最近の法令改正の要点 9.14.1 地下式火薬庫の技術基準の追加 9.14.2 火薬類取扱所設置義務の緩和 9.14.3 発破孔への込め物装填義務の緩和 9.14.4 動物生態調査用遠隔測定発信器の技術基準 9.14.5 実包火薬庫の位置、構造及び設備 9.14.6 避雷装置の位置、型式、構造、材質を定める告示の制定	11.7 事故届等 11.7.1 事故届 11.7.2 現状変更の禁止 11.7.3 事故等の定義 11.8 大都市の特例 11.9 最近の法令改正の要点 11.9.1 都道府県知事から指定都市への事務・権限移譲	